



日本人における 韓国入国案内

2026年より新体制となりました!



大韓民国

電子入国申告書

(E-ARRIVAL CARD)

韓国では、2025年2月24日より
電子入国申告制度が開始されました。
また、今まであった紙での入国申告制度は
2026年より原則廃止となり、電子入国申告に一本化されました。
韓国に入国する全ての外国人は入国申告が必須です。
ただし、下記に該当する外国人は
電子入国申告提出対象外となります。
(※90日を超える韓国滞在は対応が異なり、
原則としてビザが必要となります。)

●提出対象外の方

下記に該当するものは、入国申告の提出が免除されます。

- ①韓国で外国人登録を済ませた外国人
(永住権保持者や韓国内居所申告者も含む)
- ②K-ETA(有効な電子旅行許可資格)を所持している外国人
(K-ETA必須の国籍もございますので、ご自身でご確認ください。
日本国籍のお客様は、K-ETAなし、入国申告のみでOKです。)
- ③航空機の乗務員

電子入国申告書 (K-EAC) 提出方法



韓国入国日の3日前から申請可能です。

※入国日を含む3日前のためご注意ください(例：1/11入国は1/9~申請可能)

申告後、72時間以内に入国ができなかった場合、再申告が必要です。

① <https://www.e-arrivalcard.go.kr/portal/main/index.do>
にアクセスする。

② 規約に同意し、メールアドレスを登録。

③ 入国情報、出国情報を入力する。(日付、便など)

④ 入国目的、滞在先住所、連絡先を入力する。

⑤ パスポート情報を入力する。
→パスポートの顔写真ページをアップロード、
もしくは手入力。
パスポート番号、国籍、名前、生年月日、
パスポート有効期限、職業の入力が必要です。

⑥ 最終確認をし、提出ボタンで提出。
こちらで提出完了となり、最初に登録したメールアドレスに
確認メールが届きます。
提出した申告書は、入国審査前までは
修正、確認が可能です。

⑦ 当日の入国審査時は、パスポートの提示のみで通過できます。
心配な方は、ホームページからPDFでの出力も可能です。

電子入国申告書 (K-EAC) 代理申請案内

弊社が電子入国申告書の代理申請を行います。
出発日が近づいても、慌てて申請する必要はございません。

代理申請手数料

●申請期間が平日の場合●

1人あたり：¥3,300

●申請期間に土・日・祝日を含む場合●

1人あたり：¥5,500

事前に入国便、帰国便情報、
パスポートの顔写真ページのお写真送付、
連絡先、滞在先、職業を弊社へお送りください。

電子入国申告書 代理申請注意事項



- ① 申告内容はお客様ご本人の責任となります。
当社にて代理入力を行う場合でも、お客様よりご提供いただいた情報に誤り・不足があった場合、弊社では責任を負いかねます。
- ② 航空機の到着遅延などにより申告期限内に入国ができなかった場合、
当社では責任を負いかねます。
再申告が必要となった場合は、再度同じ金額での対応となります。
- ③ 代理登録は入国許可を保証するものではありません。
最終的な入国可否は、現地入国審査官の判断となります。
- ④ 申告後に内容変更が生じた場合は修正が必要となるため、
必ず事前にお申し出ください。
- ⑤ ご出発直前の依頼について
ご出発直前のご依頼・情報提出の場合、対応が間に合わない可能性がございます。余裕をもって必要情報をご提出ください。
- ⑥ 個人情報の取扱いについて
代理登録に必要な範囲でお客様の個人情報をお預かりし、
電子入国申告手続きの目的に限り使用いたします。
- ⑦ 登録完了後は、必ずお客様ご自身でも登録内容をご確認ください。

K-ETAについて



現在、日本国籍の訪問者は、**K-ETA取得は必須ではございません。**

また、**K-ETAはビザではなく、渡航許可証です。**

前ページにございました、電子入国申告書を申請していれば
K-ETA取得が免除となります。

では、なぜK-ETAがあるのか、メリットは3つです。

- ①電子入国申告書は韓国入国日の3日前からの申請に比べ、
K-ETAはいつでも申請可能。
- ②K-ETAを取得してから3年間は、韓国入国時の電子入国申告書の
提出が不要、パスポート提示だけで入国できます。
※社会情勢等により変更になる可能性がございます。

ただし、

- ・申請費用に10,000ウォン(オンライン決済手数料別途3%)
- ・申請後は、申請許可をうけなければならず、
申請から審査結果をうけるまでに最大72時間かかる
などのデメリットがございます。

K-ETA

申請・取得方法



- ① <https://www.k-eta.go.kr/portal/newapply/index.do>にアクセスする。

K-ETA申請、はじめから申請を選択。

- ② (会員と非会員を選ぶことができますが、申請手数料や申請時間、有効期間などは同一です。ただ、会員にしておくと、メールアドレスの認証なしで情報照会、更新が可能です。)

- ③ 利用規約に同意し、進みます。

- ④ メールアドレスを入力後、「確認」をクリック。
メールアドレスに送られてきた番号を確認し、認証します。

パスポート情報を入力する。

➔パスポートの顔写真ページをアップロード、
もしくは手入力。

- ⑤ 入国目的、滞在先情報、連絡先、入国・帰国便情報、
パスポート番号、国籍、名前、生年月日、顔写真アップロード、
パスポート有効期限、職業の入力が必要です。

最終確認をし、提出。手数料を決済し、申請完了。

申請後は、個人情報修正が不可となります。

修正が必要な場合は、再申請(再決済)となります。

- ⑥ 最初に登録したメールアドレスに申請完了メールが届き、
メール内のURLから申請進捗状況がみれます。

申請がおりると、登録メールアドレスに通知が来ます。

いつでも申請できるので、前もって申請をしておくのがベストです。

- ⑦ 申請日から3年間は、韓国入国審査時はパスポートの提示のみで通過できます。次回渡航時に滞在先や便がかわっても、再提出の必要はございません。氏名、パスポートなど個人情報が変更になった場合は、再取得が必要です。



K-ETA 代理申請案内

弊社が代理でK-ETA申請を行います。
申請後、審査結果をご報告いたします。
審査が下りるまでに時間がかかりますので、
お早めにお知らせください。

代理申請手数料

1人あたり：¥8,800
(申請費用含む)

事前に入国便、帰国便情報、
パスポートの顔写真ページのお写真、連絡先、
滞在先、職業、申請時の顔写真を弊社へお送りください。

K-ETA

代理申請注意事項



- ① K-ETAはビザ（査証）ではありません。
K-ETAは、韓国へビザなしで入国される方向けの事前渡航認証です。
ビザの代わりとなるものではなく、長期滞在や特定目的の渡航には別途ビザが必要です。
- ② K-ETA承認後も、最終的な入国可否は入国審査官の判断となります
そのため、K-ETA承認＝入国保証ではありません。
- ③ 申告内容はおお客様ご本人の責任となります。
当社にて代理入力を行う場合でも、お客様よりご提供いただいた情報に誤り・不足があった場合、弊社では責任を負いかねます。
- ④ K-ETA代理申請は、承認をお約束するものではありません。
承認・不承認にかかわらず、申請後の返金は原則不可となります。
また、不許可理由・審査基準等の詳細は開示されない場合があります。
- ⑤ 出発直前の申請はおすすめできません。
K-ETAは通常、申請後に審査が行われますが、早くても数分、遅いと72時間かかります。
申請集中・システム状況・追加確認等により、承認まで時間を要する場合があります。
余裕をもってお申し込みください。
- ⑥ パスポートが変更になった場合は、再申請が必要です。
K-ETAが有効期間内であっても、パスポートの再発行・番号変更等があった場合はそのまま使用できません。
新しいパスポート情報で再申請が必要となります。
K-ETAは3年間有効ですが、2回目以降に滞在先、便名が変更になった際は変更提出なしでも通過可能ですが、審査員に聞かれた際にはお答えできるように準備しておくことをおすすめいたします。
- ⑦ K-ETAは短期滞在向けの制度です。
90日を超える韓国滞在は、原則としてビザが必要となります。
長期滞在・留学・就労・研修等の場合は、別途ご確認ください。
- ⑧ 最終的な渡航条件は、お客様ご自身でもご確認ください
K-ETAの運用・入国条件・必要書類等は、
国籍・渡航目的・制度変更等により変動する場合があります。
韓国政府・航空会社・大使館・領事館等の公式案内もあわせてご確認ください。



電子入国申告書、K-ETA

**代行希望のお客様は、上記確認後
下記連絡先までお問い合わせください。**



株式会社 グローバルツアー・ジャパン
Global Tour Japan.,Ltd.



info@omakasekorea.com



03-6435-1280



HAPPY TRAVEL

